

令和2年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第17号）						
招集年月日	令和2年11月27日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年11月27日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年11月27日 午前10時13分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	4番 加賀山 瑞津子                      5番 橋本 誠					
出席した議会書記	事務局長 大林 弘幸                      事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○			
	総務課長	土肥克也	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第17号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第45号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 3 議案第46号 あさぎり町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 報告第18号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について  
日程第 5 発議第 6号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第45号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 3 議案第46号 あさぎり町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 報告第18号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について  
日程第 5 発議第 6号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 

## 午前10時00分 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和2年度あさぎり町議会第9回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、加賀山瑞津子議員、5番、橋本誠議員を指名します。

### 日程第2、議案第45号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第45号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第45号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和2年10月7日に出されました人事院勧告及び同年10月27日に

出された熊本県人事委員会勧告にかんがみ、一般職の職員及び一般職の任期付職員の期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第45号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。本改正は、一般職の期末手当の支給割合を、人事院勧告及び県人事委員会勧告どおりに引き下げたため、関係条例を一括して改正するものでございます。改正内容は、まずあさぎり町一般職の職員の給与に関する条例を、第1条で令和2年12月分の期末手当の支給割合を100分の130から100分の125に、100分の5引き下げ、そして第2条で令和3年の6月及び12月分の期末手当の支給割合を均等になるよう、100分の127.5とするものでございます。次に、あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を第3条で令和2年12月分の期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の165に引き下げ、そして第4条で、令和3年の6月及び12月分の期末手当の支給割合を均等になるよう100分の167.5とするものでございます。改正による新旧対照表は次ページからそれぞれ示しているものでございます。最後に附則でございます。本改正は、公布の日から施行するものでございますが、第2条及び第4条は、令和3年からの支給割合を改正することから、ただし書きのとおり、令和3年4月1日から施行するとしているものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第46号

日程第3、議案第46号、あさぎり町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第46号、あさぎり町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会委員長の給与等に関する条例の一部を、改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。一般職の職員の給与改定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 議案第46号につきまして御説明いたします。本改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、一般職同様、人事院勧告等のとおり令和2年12月分を100分の5引き下

げ、令和3年の6月及び12月分の支給割合を均等にするものであり、施行日につきましても、一般職と同様に定めるものでございます。なお、改正による新旧対照表は、次ページからそれぞれ示しているものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 報告第18号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、報告第18号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第18号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。では報告第18号について御説明いたします。2ページをお願いいたします。まず、専決分につきましては割愛させていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとするものでございます。まず相手方は、ここに記載の方でございます。次からは3ページにより説明をいたします。今回につきましては、職員の公務中における交通事故に係る損害賠償を定めるものでございます。当事者はここに記載しておる町職員でございます。次に事故の発生状況でございます。令和2年7月29日午前9時20分ごろ、あさぎり町免田西2664番地9先路上で、町職員が職務上町有原動機付自転車を運転中、相手方の運転する自動車と衝突し相手方車両を破損させたものでございます。その事故の損害額でございます。まず、町の損害額2万5,762円。相手方の損害額8万9,344円でございます。本事故の責任割合は、町が75%、相手方が25%でございます。よって、町が支払うべき損害賠償額6万7,008円となるものでございます。この損害賠償金の補てんにつきましては、町が加入する一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補てんされるものでございます。和解事項といたしまして、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとするものでございます。当該専決処分につきましては、令和2年11月13日に行ったものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第18号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。異議ありませんか。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

#### 日程第5 発議第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、発議第6号、あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は山口和幸議員ほか1人から提出されております。趣旨説明は会議規則第35条第2項の規定によって省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって趣旨説明は省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって条項字句数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(徳永 正道君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第9回会議を閉会します。

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。

午前10時13分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月25日

議長 徳永 正道

署名議員 加賀山 瑞津子

署名議員 橋本 誠